

# 令和4年臨時第1回市議会会議録(第1日)

令和4年4月13日午前9時30分臨時第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	8番	前原	武美
2番	森	弘子	9番	上津原	博
3番	村上	義徳	10番	荒巻	隆伸
4番	奥菌	由美子	12番	壇	康夫
5番	吉原	政宏	13番	中尾	眞智子
6番	末吉	達二郎	14番	中島	一博
7番	古賀	義教	15番	宮本	五市

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

11番	瀬口	健	16番	牛嶋	利三
-----	----	---	-----	----	----

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋晋治	係長	宋由美子
参与	田中裕樹	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	福祉課長兼福祉事務所副所長	末吉建
副市長	三重野直美	税務課長	河野浩士
教育長	待鳥博人	社会教育課長	山田利長
総務部長	西山俊英	教育総務課長	堤則勝
保健福祉部長	盛田勝徳	税務課市民税係長	熊川政史
市民部長兼市民課長	松尾和久	税務課資産税係長	松藤秀樹
教育部長	藤吉裕治	社会教育課長補佐兼社会教育係総合市民センター企画・運営担当係長	渡邊満昭
総務課長	平川貞雄	社会教育課社会教育係施設担当係長	宮川浩則
財政課長	大坪康春	福祉課長補佐兼生活支援係長	松尾一幸

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 承認第3号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定）
- (4) 承認第4号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- (5) 議案第32号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (6) 議案第33号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (7) 議案第34号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第1号）

---

午前9時30分 開会

○副議長（宮本五市君）

ただいまから令和4年臨時第1回市議会を開催します。

これより直ちに本日の会議を開きます。

牛嶋議長につきましては欠席届が提出されており、これを許可しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

また、11番瀬口健君におかれましても、本日欠席届が提出されておりますので、これを許可しておりますので、御承知おきください。

日程第1 会期の決定について

○副議長（宮本五市君）

日程第1. 会期の決定についてを議題とします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めます。前原議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（前原武美君）

皆さんおはようございます。令和4年第1回臨時会の運営につきまして、4月8日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告を申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、承認第3号と承認第4号の2件及び議案第32

号 工事請負契約の変更契約の締結についてから議案第34号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第1号）までの3件、合わせて計5件であります。

第2に、本会議の開催は、本日4月13日の1日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては、既にお手元に資料を配付しておりますので、御参照方よろしくお願ひ申し上げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

承認第3号と承認第4号の2件及び議案第32号から34号までの議案3件につきましては、いずれも審議方法は即決といたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

#### ○副議長（宮本五市君）

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

#### ○副議長（宮本五市君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、10番荒巻隆伸君、12番壇康夫君両名を指名いたします。

#### 日程第3 承認第3号

#### ○副議長（宮本五市君）

日程第3. 承認第3号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

#### ○市長（松嶋盛人君）（登壇）

皆様、改めましておはようございます。

では、承認第3号について、専決処分の提案理由の御説明を申し上げます。

専決第2号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第

179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしまして、市民税につきましては、新築などの認定住宅等の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年間延長し、令和7年末までの入居とし、控除率を1%から0.7%に、控除期間を、新築などの認定住宅等については10年間から13年間に、適用対象者の所得要件を、合計所得金額30,000千円以下から20,000千円以下とするものでございます。

また、所得税から控除しきれなかった控除額を、所得税の課税総所得金額の5%の限度額範囲内で、個人住民税から控除するものでございます。

次に、土地に係る固定資産税の負担調整について、令和4年度限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、本年度評価額の2.5%とするものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○副議長（宮本五市君）**

質疑を行います。質疑に当たっては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べられることなどがないようお願いいたします。質疑ありませんか。12番壇康夫君。

**○12番（壇 康夫君）**

今、市長の説明の中で、固定資産税の調整の部分が、4年度の額の2.5%にするというお話だったと思います、説明が。これは2.5%を加算するでしょう。だから、合計で何%になるか、ちょっと教えてください。

**○副議長（宮本五市君）**

河野税務課長。

**○税務課長（河野浩士君）**

壇議員の御質問にお答えいたします。

先ほど言われました2.5%でございますが、現在でもあの住宅地におきましては5%加算

しております。今回、コロナによる影響によりまして、その半分の2.5%を本年度に関しては加算するというごさいます。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

**○副議長（宮本五市君）**

ほかに。6番末吉達二郎君。

**○6番（末吉達二郎君）**

今、市長の説明で、細部はどういうものが軽減、あるいは住民税等については、これも軽減だけどちょっと圧縮したような形、そういうところは分かったんですけど、ちょっとそもそも論で悪いんですけど、今度議案を出してある中で、みやま市税条例等の一部を改正する条例ということで出ております。これは標題を読むと、みやま市税条例の一部を次のように改正すると第1条になっております。それから、4ページ後に、括弧書きは法律じゃないので、いいんですけど、第2条、みやま市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するというので、大分読んで何となくおぼろげに分かるんですけど、念のため。詳細については市長が説明されてどういうものというのは分かったんですけど、この基本的なところをちょっと教えてください。

**○副議長（宮本五市君）**

松尾市民部長兼市民課長。

**○市民部長兼市民課長（松尾和久君）**

末吉議員さんの御質問にお答えいたします。

みやま市税条例の一部を改正する条例で、第1条と第2条に分けて提案しておりますけれども、まず第1条は、みやま市税条例の本体を改正するもので、第2条は昨年3月31日に専決を行って、5月10日の臨時会で承認をいただいております、みやま市税条例等の一部を改正する条例のうち、施行日がいまだ到来しない分について再度改正するというので、つまりは、第1条につきましては市税条例の本体を改正するもので、第2条はみやま市税条例等の一部を改正する条例という改正条例を改正するものとなっておりますので、御理解をお願いいたします。

**○副議長（宮本五市君）**

6番末吉達二郎君。

**○6番（末吉達二郎君）**

何となくじゃなくて、分かりました。分かりましたけど、非常に専決で去年も5月にして、その条例改正がまだ施行されていない部分とか、そういうのがあって、そこをまた第2条でいじっていると。これは国会の議決をもって地方税に及ぶからですね、そういうふうに理解してよろしいですか。お願いします。

○副議長（宮本五市君）

松尾市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（松尾和久君）

お答えいたします。

施行日がまだ到来していない部分が令和6年1月1日になっている部分が、先ほど申しました第2条には含まれておりますので、その部分について再度改正があったということで、このように分けて提案をさせていただいております。

○副議長（宮本五市君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

税法というのは、国税から県税、市税、全部非常に複雑で、私たちが読んで分かりにくいのは、プロとしてそこら辺しっかりされておるということがよく分かりました。

あえて質問したのは、今回の条文が、ここに不手際があると、滞納処分等をされておる全てが無効になるから、そういう意味で質問しましたので、今後とも今のように注意深く見て、どっちかという、1条、2条、別々のほうが私は分かりやすかったかなと思いますけど、これはテクニックの、技術の問題ですから、よく分かりました。今後ともよろしくお願いします。

○副議長（宮本五市君）

ほかに。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

ちょっと1点だけお聞かせ願いたいと思います。

この条例改正をするということでの分でいけば、この目的、なぜ延ばす必要性があるのか。それと、あと合計所得、この金額の変更等がありますけれども、この延長見直しの理由と、あとこれに対する効果は何かあるんですかね。

○副議長（宮本五市君）

河野税務課長。

○税務課長（河野浩士君）

上津原議員の御質問にお答えいたします。

今回の住宅ローンの見直しが行われました背景には、新聞等でも報道がありました住宅ローンを借り入れている方の8割程度が、まず控除率1%よりも低い借入金利で運用されており、住宅ローン減税の控除額が、住宅ローンの利息支払額を上回っているという現場がございます。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、積極的に財政政策が実行されたこともありまして、財政健全化の観点から、この低金利環境に合わせて改正する必要があるという背景が多分あることと思われまます。

こういうことで、この1%を0.7%に、また控除期間を10年から13年に延ばしたというのは、この0.7%に下がった部分が影響したものと思われ、トータルとしてはほぼ変わらない控除額にはなると思います。

また、あと30,000千円から20,000千円に減りましたことにおきましても、住宅ローンを借りやすいような感じとして社会的な部分があるんだと考えております。

以上です。

○副議長（宮本五市君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

市長のほうからの説明の中にも、できればそういった目的等もきっちり言ってもらったほうが分かりやすいんじゃないですかね。説明の中でいけば、こういった条例改正がありますというのは分かったんですよ。ただ、目的、先ほど河野税務課長のほうから申された、そういった背景が、こういった背景の中であるということをおは言ってもらったほうが分かりやすかったんじゃないかなということで、今後、そういったことでよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。答弁は要りません。

○副議長（宮本五市君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）



ないようですので、これで質疑を終わります。

承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論は終わります。

これより承認第3号を採決します。お諮りします。承認第3号は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認について（専決第2号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の制定）は承認することに決定いたしました。

#### 日程第4 承認第4号

○副議長（宮本五市君）

日程第4．承認第4号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長どうぞ。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

承認第4号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第3号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

本件は、令和4年度税制改正に伴い、本条例につきまして所要の改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしましては、国民健康保険税の課税限度額につきまして、基礎課

税額においては630千円から650千円に、後期高齢者支援金等課税額においては、190千円から200千円に改正するものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（宮本五市君）

質疑を行います。質疑ありませんか。7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

保険料はどれくらい、何%くらい上がるか教えてください。

○副議長（宮本五市君）

河野税務課長。

○税務課長（河野浩士君）

古賀議員の御質問にお答えいたします。

令和3年度から令和4年度にかけまして、まず所得割の部分でございます。この所得割の部分が、国保税におきましては3本立てでございます。医療分と後期高齢者支援分と介護分でございます。そのうちの医療分が7.61%から7.77%へ、後期高齢者支援分が2.54%から2.52%へ、あと介護分が2.5%から2.21%へそれぞれ上がる分もありますが、下がる分もございます。これでトータル的に来年、令和4年度分の税額の見込みでございますが、これも令和3年度よりも令和4年度のほうが若干税率的には下がっておりますが、この前も予算のところでもお話ししましたが、住民税の所得のほうが若干令和3年度よりも4年度のほうが上がる見込みにありますので、国保税の税額としては、3年度と4年度とさほど変わらないものと思います。

以上です。

○副議長（宮本五市君）

いいですね。ほかにありませんか。3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

新旧対照表の改正案のほうに、所得額についての平等割という文言が出てきます。これは所得税とかで使われる個人の均等割と同じ意味で捉えてよろしいのでしょうか。世帯割という世帯に対しての文言が平等割という説明になるのでしょうか。そこを教えてください。

と思います。

○副議長（宮本五市君）

河野税務課長。

○税務課長（河野浩士君）

村上議員の御質問にお答えいたします。

均等割とといいますものが、個人に、被保険者の一人一人に係る金額でございまして、平等割が1世帯に係る金額になってございます。

以上でございます。

○副議長（宮本五市君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

じゃ、個人と世帯で使い分けているというふうに理解すればいいですね。ありがとうございます。

最後の資料のほうに表がついておりますけれども、この区分のところですが、区分のところに税額と書いてあります。これは限度額が抜けていませんか。限度額ということでその上に説明があると思うんですが。

○副議長（宮本五市君）

河野税務課長。

○税務課長（河野浩士君）

申し訳ありません。限度額の間違いでございます。申し訳ありませんでした。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮本五市君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

これで質疑なしと認めます。

承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、承認第4号は委員会付託を省略することに決定しました。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論は終わります。

これより承認第4号を採決します。お諮りします。承認第4号は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）は承認することに決定しました。

日程第5 議案第32号

○副議長（宮本五市君）

日程第5．議案第32号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第32号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市総合市民センター新築工事（建築）につきまして、令和2年6月議会に可決いただきました工事請負契約に変更が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の主な内容といたしましては、既存地盤耐力不足による地盤改良工事、軒天井等の仕様変更、多目的トイレドアの自動化、カーテン・ロールスクリーン工事の追加など、工事請負金額を26,312千円増額し、2,760,736千円とするものでございます。

資料として、契約内容表及び変更工事内訳書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（宮本五市君）

質疑を行います。質疑ありませんか。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

ちょっと市長に伺いますが、設計と管理、工事管理をどう捉えられているのか、考えられているか。それと、ちょっとこれは全部確認ですけど、当初予算は4,220,150千円に間違いないのか。それと、設計が当初147,312千円、これは多分企画振興課のほうでプロポーザルで設計は行ってあると思います。そのとき、風呂場が中止になったということで、設計料がまたプラス20,000千円で、設計の総額は167,312千円で間違いないのか。

それと、3月31日に契約してあるこの議案のあれには関係ないんですけど、工事管理は154,000千円で、変更後は167,640千円で間違いないのか。

それと、変更前の建築、電気の機械の総額は3,986,774千円で間違いないのか。変更後が26,312千円と電気は後であります12,650千円、これが増えた分に変更後の総金額は4,025,736千円で間違いないのか、その点を伺います。

○副議長（宮本五市君）

答えられますか。松嶋市長どうぞ。

○市長（松嶋盛人君）

ちょっと前後いたしますが、設計の金額の確認といたしましては、担当のほうでお答えさせていただきます。

あと設計と施工ですかね、管理、これについてはやはり設計をされたところが管理とかはきちんとしていただくということでお願いしているわけがございますので、そういうふうにきちんとしていただくということでお願いしておるわけがございます。

以上です。（「そういう意味で聞いているんじゃない。設計と管理が一緒とは、どういう意味か分かってあるのかという意味やったんですよ」と呼ぶ者あり）

やはり設計と工事、管理は責任持って設計してある方をお願いするのが適当と思っておりますので、当然そこは設計、施工、管理、一体となって見ていただくということを考えておりますので、それはそれで適正だと私は考えております。

○副議長（宮本五市君）

数字の確認は分かりますか。山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

少し漏れている部分があるかもしれませんが、御質問にお答えいたします。

まず設計でありますけれども、当初、平成29年に139,320千円で契約をしております。その後、先ほど20,000千円とおっしゃられたのが、令和元年10月に19,250千円で契約をしているものでございます。設計については以上でございます。

それから、工事管理につきましては、当初154,000千円、それが167,640千円、13,640千円の増というふうになっております。

あとは工事関係だったでしょうか。本日の議案にも資料を載せておりますけれども、建築につきましては、当初契約が2,734,424千円、それから、今回増額をお願いしておりますのが、合計で2,760,736千円というふうになっております。

建築のほうは以上でございます。（発言する者あり）（「私が言うた金額で間違いないか。3,986,704千円、変更前は。変更後は4,625,705千円で間違いないのか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

**○副議長（宮本五市君）**

14番中島一博君。

**○14番（中島一博君）**

市長に設計と管理ということではなぜ聞いたのかというのは、一応設計して、また管理も同じ設計会社に頼んであったので、再度お聞きしたんです。設計というのは、みやま市と十分に平成29年度かな、その辺、綿密に打合せしてあると思うんですよ。それで建主ですたいね、みやま市が。その要望を実現するためのプランとかデザイン、それと予算内の材料選定、それと法的な規制の対応、これらの寸法や形を考えて図面化するのが設計なんですよ。

管理というのは、結局、設計がみやま市の代理になって設計と管理は一体となるわけですが、設計どおりの施工ができているのかチェックする、図面だけでは伝わらない内容の伝達、それと建築主、みやま市の代理となって工事現場との打合せや指示、それと建築主みやま市への報告、これが管理なんですよ。

今度の設計、この中身に入っていきますが、中身が変更とか追加になっているから、市長に設計と管理はどういうもんかって聞いたんですよ。

ちょっと中身に入っていきます。

次のページの上のほうですもんね。木工事、変更前が31,999,733円、増減額が15,268,110円、軒天井のことをいろいろ書いてあるんですが、設計の変更前からするなら50%増額に

なっているんですよ。その下も全部ですが、みやま市が変更をお願いしたのか、設計者が現場で変更せにゃいかんようになったか、その辺も含めて説明をお願いします。

2点目が5番目、金属製建具工事、これは変更前が147,092,500円、増減が10,633千円、これの内容の説明も、それとまた4行後のユニット及びその他工事、変更前241,579,762円、増加額が2,304,200円、これのシャワールームをコイン式に変更、カーテン・ロールスクリーン工事追加、こういうのは見積もりとか、最初入れてまた追加の2,300千円になっているのか、その辺も説明をお願いします。

それと、発生材の処理、下から3行目、変更前は8,334,141円、増減額は5,005,421円、これも変更前の60%オーバーなんですよ。これも説明をお願いしたい。どうしてこうなったのか。

それと一番下、共通仮設費、当初の変更前189,855,056円、増減額が4,204,568円、それと次のページの現場管理費と一般管理費、結局合わせて変更前からするなら2,800千円程度増加になっているんですよ。この説明も何も書いていないから、工期延長に伴って人件費が増加したりしているのかどうか、その辺の内容も合わせて説明をお願いしたい。それとこういう説明、品物とか追加とか、こういうのが冒頭言ったように設計者が現場で変更せにゃいかんとか、みやま市から要望があって変更、追加されたのか。その辺を併せて説明をお願いいたします。

**○副議長（宮本五市君）**

山田社会教育課長。

**○社会教育課長（山田利長君）**

私のほうでちょっと中身についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、設計変更に絡む部分でどこが判断したのかということですがけれども、現場で設計、工事管理者、それから私たち、設計業者、現場のほうでその都度協議をしながら決定、変更してきたものでございます。

それから、主な増減の内容について説明をということでございますけれども、4月4日の全員協議会の中でも少し御説明した分と重複するかもしれませんが、改めて御説明させていただきます。

まず、木工事につきましては、外壁部分の軒天井の仕様の変更が主なものでございます。当初、内側にボードを貼りまして、そこに塩ビシートを貼りつける予定でございましたけれ

ども、現場でボードとシートの相性が悪く、剥がれやすいということが判明いたしましたので、羽目板方式に変更したものでございます。

それから、金属建具工事でございますけれども、利用者の利便性を考慮いたしまして、1階の多目的トイレ4か所でございますが自動ドアに変更したのも、それからホールの明かり取り、排煙用の窓の仕様変更が主なものでございます。

それから、ユニット及びその他の工事でございますけれども、シャワールームをコイン式に変更したこと、それから、当初備品にてカーテンやロールスクリーンは整備する予定でしたけれども、これを工事に追加したものでございます。

それから、発生材の処理でございますが、設計時にはどうしても情報がなかった地中の埋設管、それからがれき等が出てきたため、その処分に係る費用の増加でございます。

それから、共通仮設費でございますけれども、杭打ち機を搬入するに当たりまして、どうしても一部地盤改良が必要な箇所が出てきましたので、その費用の増額でございます。それに伴いまして、現場管理費、それから、一般管理費等も増加しているものというふうに考えております。

以上でございます。

**○副議長（宮本五市君）**

14番中島一博君。

**○14番（中島一博君）**

聞いた答弁とちょっと違うな、これはほとんどそしたら市から要望があって、全部設計、中身まで全部変更しているという捉え方でいいのか。この現場管理費、一般管理費というのは、人件費も幾らか入っているんじゃないんですか。何も中身は言うてないから、全然分からん。普通、現場管理といたら、人件費と思いますよ。現場事務所の光熱水費、そういうのは。この2,800千円上がっているのが人件費は全くないのか。今は2問目ですかね。

**○副議長（宮本五市君）**

3問目。

**○14番（中島一博君） 続**

それを再度また伺います。

あと、電気は電気でもた別にいいとやんな。ともかくこれを再度お伺いいたします。ともかく何でかというのは、最初、27億円近くを打合せしているじゃないですか。設計士は設計



家の代理人となって、建築業者と打ち合わせして、契約額、工期日程を遅れないようにするのが設計じゃなくて管理者なんですよ。ほかの議員が言うように、多分、桜舞館小学校のときは、県の技術センターを入れて工事してあった。今のやつは、教育委員会は多分ずぶの素人ですよ。だから、こういう設計と建主と全然連携が取れていないような気がするから、こういうふうに細かく聞いたんですよ。その辺をもう一回、再度お伺いいたします。

**○副議長（宮本五市君）**

山田社会教育課長。

**○社会教育課長（山田利長君）**

まず、人件費の増がないかという部分ですけど、人件費の増はございません。あくまでも先ほど申しあげました増に伴う分で管理費等が率として上がってきているものというふうに捉えております。

それから、あくまでももちろん市の意向もございませうけれども、現場のほうで設計管理者、それから業者、市のほうも含めまして、そのとき協議しながら進めてまいりました。現場のほうで急遽変更する必要があると判断したものもございませうし、先ほど申しあげましたようにカーテンロールとかにつきましては、当初、備品での整備を予定しておりました。それにつきましては、こちら側から工事のほうに含めるというふうな判断も一定あったろうというふうに思っております。

以上です。

**○副議長（宮本五市君）**

ほかにありませんか。9番上津原博君。

**○9番（上津原 博君）**

先ほど中島議員のほうからの質疑の中で、ちょっと私自身も理解しがたいなという部分もありましたけれども、まず話を聞く中でいけば、今回、こういった変更があったということで行けば、当初の設計とか見積もりが不十分だったのではないかなというふうにしか捉えられんとですよ。

それと、あと先ほど現場管理費、あるいは一般管理費という分が言われましたけれども、まずは工期が遅れた原因、これについては、全協等での説明の中でいけば、8月の豪雨での関係で、屋根工事がそのときできなかったというような話とか、あるいはコロナ禍でできなかったということがいけば、当然この期間、具体的な仕事、作業がなかったというふうに捉

えれば、このときには管理費を含めてなかったんじゃないかなというふうに私は思います。

それと、あとそういった豪雨災害とか、コロナで遅れたということは、果たして70日間も遅れた原因になるのか。大雨は2か月降ったんですか。作業ができないような。じゃなかったでしょう。それをまして70日間延期になったと。そういった中でいけば、この管理費というのが、材料の調達の変更、それは変更やけんが仕方ないというふうに思います。ただその期間内において、具体的に仕事がなかったときのお金も払っていらっしゃるんですかね。ちょっとそこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

**○副議長（宮本五市君）**

山田社会教育課長。

**○社会教育課長（山田利長君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

確かに工期が延長されている分がございまして。現場のほうで仮に作業がなかった状況であっても、工事管理の業務としては全然ゼロになるというふうには考えられないかと思っております。そういう中でも、現場管理業務につきましては発生しているものというふうに思っております。

以上です。

**○副議長（宮本五市君）**

9番上津原博君。

**○9番（上津原 博君）**

今回出されております現場管理費、あるいは一般管理費についてもそうというふうなことかなと思いますけれども、あと先ほど中島議員のほうから出された工事管理業務委託、これはちょっと議案にはないというふうに思いますけれども、今回、これは議決事項ではないということでもありますが、こういった管理費も、先ほど言いました、これこそ具体的に工事を見ながら、助言しながら工事を進めていくということであれば、これこそ仕事がない、されていないということであれば、これは金員は発生しないというふうに思いますけれども、これについてはまた全協等でもしっかりと報告をしていただきたいというふうに思います。

やっぱり先ほども言いました現場管理費、一般管理費、今回のこっちの建築でいけば2,810千円、70日間の延長でいけば1日40千円のお金がかかっているんですね。果たしてこれが妥当なのかなということと、先ほど言いました材料の仕入れについても、これはもう変更を

するというのでいけば致し方ないというふうに思いますが、そこら辺の関係でちょっと私はこれがその前の分で減額がされているということがいけば分かりますけれども、今回、そういったことを抜きに、ただ単に新しい追加工事があったということで、同じように現場管理、一般管理費が発生するということが私は納得するには厳しいかなというような思いがありますけれども、そこら辺について、再度お聞きしたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○副議長（宮本五市君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

工事管理の追加の分でございますけれども、これは4月4日の全協なりで少し御説明した分と重複するかもしれませんけれども、当初、市の職員での管理を予定しておったのが、災害の関係でどうしても対応できないということで、浄化槽、外構舗装の3工事の工事管理業務をまた追加したものでございます。

これにつきまして、ちょっと様々な金額面とか、御意見をいただいておりますけれども、どうしても職員では対応できないという判断の下しております。

○副議長（宮本五市君）

ほかにありませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

工事管理じゃなくて、もう一回こっちのほうもどうですかと私は聞きよるだけです。こちらの工事管理については、また全協なり、また改めて説明してもらったほうが私はいいと思っておりますので。

○副議長（宮本五市君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

失礼いたしました。先ほどもちょっとお答えいたしましたとおり、今回、金額の増額になっている分については人件費の増額はございません。あくまでも材料費の高騰なり、追加工事なりで増加した分に絡んで管理費等が増加しているものでございます。

以上です。

○副議長（宮本五市君）

いいですか、上津原議員。いいですね。

ほかにはありませんか。6番末吉達二郎君。

**○6番（末吉達二郎君）**

確認ですけど、今ちょっと質疑の中で、豪雨等があったから、工事がストップしたとは今までの説明ではなっている。当然ながら、その間の工事管理、いろんな部分が継続してあっておっただろうと私は思うんですけど、工事費が高くなった部分は、上津原議員も言ったようにやむを得ない部分もあろうということで、私もそう思っているんですけど、工事がストップしたという話は全然聞いていないので、当然ながら関係ないところを施工しているのはあるから、当然この諸費用はいいと思うんですけど、そこを明解に言ってもらわんと、ストップしたんだということになると減額も出てくるじゃないかということになるけん、そういうことはないと思うけん、一応確認しよとです。

**○副議長（宮本五市君）**

藤吉教育部長。

**○教育部長（藤吉裕治君）**

上津原議員の現場管理、一般管理の部分が、先ほど来の工期の延長に伴って、ここがストップしているんじゃないかということでございますが、今、末吉議員からも御指摘をいただいたように、工事はそのまま継続をしておりますので、その間の、これはあくまで追加工事分の管理費ということになりますので、末吉議員が御指摘をいただいたとおりになります。すみません、説明が足りておりませんでした。

**○副議長（宮本五市君）**

ほかにはありませんか。8番前原武美君。

**○8番（前原武美君）**

今日と、先日の全員協議会でも説明がありましたが、変更理由の中で、ここで話ししておきたいんですが、今日ここに上げてあります明細を見ている。先日の説明でも一緒ですが、これは増額要因を聞いて調べてみますと、ほとんどこれは当初設計の中で計上できた部類と思うんですよ。木工事の外壁材が不相当と。これは最初から分かっておる話ですよ。

それと、この表の最後の共通仮設費の搬入用地盤改良、これは地盤耐力がないということは事前調査でされてあるはずじゃん。これは当初設計に入れてあったら、恐らくこれは大幅減額で終わっておったはずですよ。ここら辺は、設計会社は事前に調査して、そして、資材

も適合するかどうか、当然ながら調べて設計に入られて、地盤調査も一緒ですが、そして、上げられるなら当初設計の中に入っとったはずですよ。これをあえてなぜ変更で持っていないかんやったのか、私は不思議でなりませんが、そこら辺は、そういった部分が先ほども中島議員とかあっていますように、チェック機能がございません。ですから、こういう形になったとっております。そこら辺は十分今後も注意していただいて、コンサルだけに頼るじゃなく、こういった設計のチェックをと私は言っているんですよ。こういった分を本来なら、先ほどありました発注者が依頼する分であるんですが、発注者が発注しようが分からないから、こういう状態になったという要因も私はあるとっております。ですから、そこら辺は、今回の変更はほとんど請負業者からの申入れはないみたいですね。全部発注者の申入れなんですよ。発注者の申入れで、これは調査不足の申入ればかりと私は思っております。一部、市の要請によって変更申入れがあっていると思うんですが、そこら辺、そうすると変更するときは、当然ながら変更の申入れがありますよね。変更の受理があると思うんですが、今それがされてあるんですよ。こういった大きな額、15,000千円とかの額、その都度、申入れ書の、受理をされて施工がされると思いますが、そこら辺は常にされてあったかお聞かせください。

○副議長（宮本五市君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

ただいまの御質問ですけれども、申入れも当然あります。それに対して審査、チェックをして変更しておるところでございます。

以上です。

○副議長（宮本五市君）

ほかにありませんか。今のとで返事足らんやっつろう。返答になつたらんやっつろうち思いう。（「そんならもう一回」と呼ぶ者あり）8番前原武美君。

○8番（前原武美君）

さっき言いましたように、当初設計するときに、当然コンサルさんは責任を持って調査設計されたと思いますが、そこら辺のチェックをどのようにされたかを私は聞きたいということでお話ししたじゃないですか。それは答弁あっていませんが。

○副議長（宮本五市君）

山田社会教育課長。

**○社会教育課長（山田利長君）**

当初設計、平成29年からなるかと思えますけれども、当然、設計会議というのも定例で行ってありましたし、先ほど言いましたように、こちらのほうから当初備品で検討しておったものを追加したのもございます。それから、特に瓦礫の発生とか、そういう想定でできなかった部分もございます。

先ほど事前に地盤の強度とか分からなかったのかということですが、確かに工事前にはボーリング調査も数か所行ってはおります。一応行った実績はございますけれども、どうしてもそれでは判明できなかったというような事情もございまして、なかなか当初では全てが見通せなかったという部分はあろうかというふうに思っています。ただ、一応市なり、設計業者とは定期的に打合せを行いながら、ずっと設計は進めてきてまいりました。

以上です。

**○副議長（宮本五市君）**

8番前原武美君。

**○8番（前原武美君）**

私が言いたいのは、中身をどうこうとは言っていません。こういった変更契約議案に出されてある中身を見てみますと、十分事前に防げた部分だろうというふうに思って今話をしていくわけです。中身がどうこうじゃなくてですね。そういった部分があって、この変更、今皆さん何人か質問されて、高額な変更だということがこれを防げたんじゃないかということをおっしゃっていただけます。

以上です。

**○副議長（宮本五市君）**

ほかにありませんか。10番荒巻隆伸君。

**○10番（荒巻隆伸君）**

今までずっと質問がありますので、できるだけ重複しないようにと思っております。

資料をいただいている中の、今増額した部分はいろいろお尋ねがありますが、減額をされて、内外装工事マイナス19,708千円、これはちょっとこんなに減額されるのは不思議だなといいますか、先ほどから話がありますように、設計事務所はそれなりに積算をして積み上げて建物を造っていくということで設計されているのにもかかわらず、これだけの

金額を減額しないとイケないという理由は何なのかなというふうに思いますので、そこをまず一つお願いしたいと思います。

それから、設計変更は市役所からなのか、設計事務所からなのか、受注をされた建築電気機械の会社からなのかということなんですが、そこそこに事情があるということは今までの質問で大体分かりました。

今度、工期の延長なんですけれども、文教厚生常任委員会で配っていただいた資料らしいんですが、6か所、浄化槽、外構、舗装工事、それから工事管理業務委託まで含めて、6件の工事と業務委託が1件ということなんですが、もともとの契約期間、今年の3月31日までということに全てがなっていますよね、全てがですね。それにもかかわらず、今回は建築、電気、機械、これが6月10日までということになりました。今度は浄化槽、それから外構、舗装、これは今度は6月30日までというふうに出口が違うんですね、6月10日と6月30日。これは何でこんなにずれる必要があるのかなというふうに思います。ですから、そこをちょっと説明していただきたいなというふうに思います。

それから、工事期間中の設計管理料、154,000千円かな、設計そのものの費用も160,000千円ぐらいでしたっけ。今度は管理が154,000千円と。追加の13,640千円、これは議案とあまり関係ないと言いながらも、関連はあると思うんですが、建築設計をしたときの、建築に対する設計料のパーセンテージって何%でしょうか。

それから、管理業務の140,000千円、これは建築費の何%になるのか。たしか136,400千円については、堤教育総務課長がおっしゃった5.6%ぐらい、工事の5.6%ぐらいが設計料というふうに説明があったと思うんですが、建築のパーセンテージと、今行ってもらっている管理のパーセンテージ、それと千三百何万の5.6%、それぞれちょっと数字が違うように思いますので、その説明をお願いしたいと思います。

**○副議長（宮本五市君）**

山田社会教育課長。

**○社会教育課長（山田利長君）**

ちょっとパーセンテージ等は、今、集計をしておるところでございますけれども、まずは1点目の減の工事の分でございます。内外装工事が19,700千円程度減になっております。こちらにつきましては、ここにもちょっと記載しておりますとおり、軒天井、天井パネル工事、これにつきまして木工事のほうで一部変更して行っておりますので、その減が大きな内容で

ございます。もともとこちらの内外装工事で予定をしておりました塩ビシート貼りを羽目板に変えておりますので。木工事で増になった部分について、こちらのほうで減になっている分がまずございます。

それから、ここにも記載をしておりますとおり、天井ホールの吸音材の中止ということで、現場のほうで十分吸音率、計算等して満たしているということで少し仕様を変更した分もございます。これは減の主な内容でございます。

それから、当初の工期が全部令和4年3月31日までになっているのに、例え本体とか機械、それが6月10日、変更で6月10日、それから、そのほかの外構とかが6月30日、このずれは何かということがございますけれども、当初契約の令和4年3月31日につきましては、建築工事も当然その日付での完了になっておりますけれども、当然建築につきましてはぎりぎりじゃなくて、少し前の段階で完了の見込みというふうには思っておりました。その後、当然建築の後に外構とか、駐車場整備が出てきますので、ただ、書類上、3月31日というふうになっておりますけれども、事実上、建築とか電気につきましては、それ以前に完了する見込みで予定をしておりました。

**○副議長（宮本五市君）**

荒巻議員、質問の答えは全部返ってきたですか。（「まだ」と呼ぶ者あり）

**○社会教育課長（山田利長君） 続**

それから、管理費のパーセンテージでございますけれども、建築、電気機械工事費の、当初3.86%というふうになっております。（「3.86%は設計でしょう。建物の設計の部分の3.86%でしょう。その後の管理業務に対する割合はどれだけ」と呼ぶ者あり）

先ほど申しあげました3.86%というのは、これにつきましては、工事契約金額に対する管理費のパーセンテージでございます。（「管理に対するパーセンテージ。そいけん、今度は本体の設計業務もやってあるじゃないですか。160,000千円か170,000千円で。それは、じゃ、当初建設費に対するパーセンテージが何%になるのか」と呼ぶ者あり）

当初の設計のパーセンテージでございますけれども、当初工事費の合計金額の3.93%、設計割合は3.93%になっています。

以上です。

**○副議長（宮本五市君）**

10番荒巻隆伸君。



○10番（荒巻隆伸君）

この3.93%の考え方は、発注したときの予定価格と落札した価格の90何%でしたっけ。どっちで計算すると3.93%になるのか。

それと、契約の6月10日と6月30日、これは早く完了する見込みを見ていたと。建築、電気、機械は早く終わると予定どおり全てが終わるということで、3月31日に全てを設定したんだけど、市役所とすれば、建築に関しては予定の3月31日よりも早目に終わって、外構工事も舗装も予定の31日に終わる見込みだったということの説明だったですもんね。それが6月10日と6月30日になった理由は、その早く終わる見込みの分を見て、6月30日に契約を変更したという説明でよかったということになるんですかね。まずそこをお願いしておきます。

それと、設計の今3.93%の話をしました。大事なのは、この管理の3.86%なんですね。3.86%が今回13,640千円は、本当に議案とあんまり切り離して考えないといけないんだけど、関連があるからちょっとお尋ねしますが、片や3.86%でいいのに、何で追加した13,640千円は5.6%の設計料になるのか。積算根拠がどういうふうになるとそんなに違ってくるのかが分からないので。積算根拠があって積み上げた金額だと思いますので、そこをちょっと説明していただけますか。

○副議長（宮本五市君）

ちょっとお諮りします。いろいろ計算のあれで、事務方があれやけん、まとまってからということで、ここで暫時休憩したいと思います。再開は11時でございませうか。なら、休憩ということで。

午前10時42分 休憩

午前10時59分 再開

○副議長（宮本五市君）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

荒巻議員の質問に答えをお願いしておきます。山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

すみません、ちょっと説明が不足して申し訳ございませんでした。

再度、ちょっと整理をさせていただきたいと思います。

まず、建築、電気、機械、主要3つの工事に対します管理費の割合は、先ほど3.86%とい

うことでお答えしたかと思えます。

今回、御提案申し上げております浄化槽、外構、舗装工事、これに関する管理分ということで13,640千円増額しております。その割合が5.6%ということで御説明いたしました。

この割合だけ見ると、かなり5.6%のほうが大きいように思われますけれども、あくまでも国交省の管理に対する算定基準もございませぬ。それでの積み上げたものでございませぬし、どうしても40億円近い金額に対する管理料、それから、この浄化槽、外構、舗装になりますと、約3億弱ぐらい、240,000千円ほどになろうかと思えます。どうしても率からすると5.6%と少し高いような気もいたしますけれども、先ほど申し上げました建築、電気、機械、それから、浄化槽、外構、舗装工事、それも全部工事費を足し込みまして、先ほど言いました管理費を割り込みますと、平均して3.96%、ちょっと参考までですけど、3.96%という数字になります。

2つに分けますと、本体、電気、機械の管理が3.86%、浄化槽、外構、舗装の管理費が5.6%、金額の大小はございませぬので、そんなふうに見えますけれども、あくまでも国交省の基準に基づいて算定しておるものでございませぬ。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

**○副議長（宮本五市君）**

10番荒巻隆伸君。

**○10番（荒巻隆伸君）**

休憩を挟んだら何を質問するか忘れませぬ。

今、管理費のパーセンテージを示していただきましたけれども、ただ、市役所の職員の方がもともと管理をするとおっしゃって、手がいっぱいになって設計事務所をお願いすることになったといういきさつは分かりませぬ。でも、同じ設計事務所ですから、それは国交省の積算根拠に基づいて積算しますと、それは確かに分かりませぬけど、同じ設計事務所さんですから、そこまでは現場事務所に毎週1回なのか、毎日いらっしゃるのか分かりませぬけど、いらっしゃるわけですよ。国交省の積算でいくと、交通費とかいろんなことも含めて根拠に基づいて積算されるんですけど、それは共通したものですから、本当は要らないはずなんですよ。どっちみちそこにいらっしゃるんですから。ですから、そういう交渉を何でされなかつたのかなというふうに思っているんです。

ですから、単純に3.86%、それで計算すると4,000千円ぐらい安く済んだということにな

るんですけど、今後のことなんですけれども、そういうところまで含めて交渉しないと、決まりだからと、わざわざ金を出す必要はないお金を出しているように感じるんですよ。無駄を感じるんですよ。

4日の全員協議会のときに、議決事項じゃございませんのでという発言もありました。確かに議決事項じゃありません。でも、トータルの金額でいくと、設計料だけで150,000千円を越しているんですよ。確かに建築、土木、そっちは150,000千円を越せば議決事項になります。設計と管理は150,000千円を越しても議決事項じゃありません。確かに議決する必要はないけど、それぐらいの重みのある金額になっているんですよ。だから、もう少し真剣にやってもらいたい、丁寧にやってもらいたいというふうに思っているんですよ。

で、松嶋市長さんに最後ですけど、今までやってきたことは適切だったと判断されるのか。適切じゃなかったと、改めてじゃ、これからはしっかりやっていきますというのか、どっちなんでしょうか、最後の質問です。

**○副議長（宮本五市君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）**

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

なかなかいろんな諸般の事情で、いろんな障害がございました。その中で、しっかり総合市民センターを市民の皆さんたちが利便性も含めて御活用いただく、快適なものにするためには、また長く使っていくためにはやむを得ないものと思っております。

今、御指摘いただいた分については、十分に執行部といたしましても精査しながら、今後進めてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**○副議長（宮本五市君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

ないようですので、これで質疑は終わります。

議案第32号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。（発言する者あり）

ちょっと休憩をいたしますので。準備ができるまで待ってください。

午前11時06分 休憩

午前11時14分 再開

○副議長（宮本五市君）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより討論を行います。討論の通告がっておりますので、順番に討論を行ってまいります。

まず、本議案に対する反対討論を行ってください。14番中島一博君。次に、賛成討論を行う人は、3番村上義徳君です。

反対討論からどうぞ。

○14番（中島一博君）

今回の提案に反対いたします。

なぜかといいますと、この案件につきましては、当初予算が約4,220,150千円と最初言いましたように、それに予算内だからということで補正予算も組んでいいということなんですけど、この建築、次に電気がありますけど、工事内容とか、一応見る中で、設計管理、この機能が市の代理人なんです。全く市の職員と連携が取れていないし、それと市の職員のチェック機能も全くなっていないです。

それと、なぜ何人か議員さんが言いなはったが、もうちょっと詳しい、私も言いましたが、県の技術センターとか、ほかに入ってやった、そういう違った目線で、もう少しこの設計の内容、だけど、市長は諸般の事情でしょうがないと言われてあったんですけど、ほかの議員さんが内容を何人分かって今度賛成する方がおられるか分かりませんが、私どもこれを全部見て、結局、補正予算は組んでいいけど、枠の中に収まる2億円ぐらいは残るわけなんです。だけど、電気と合わせて39,000千円はもう追加になるんです。それにまた議決案件じゃない管理、これも13,640千円追加、それと私が不思議に思うのは大雨まで、浄化槽、外構、舗装、誰が管理してあったのか、それが不思議なんです。大雨の後に管理が市の職員でできなかったから、日本設計に頭下げて管理業務をお願いしたということなんです。

そしたら、8月に大雨の降るまでこの管理業務は誰がしてあったのか、これもまたクエスチョンマークが残るんです。

ともかくそういった意味でも、所管の文教厚生委員会の中でも全く説明不足で、年度末とかに監査委員さんたちがよく使われる最小の経費で最大の効果を上げる、全く私は経費の無駄遣い、そういうチェック機能が何で職員さんは分からないのか。

これですね、私たち、ほかの議員も、執行部が公平・公正に市政運営をする、私たちは市民の代表でチェックする監視機関ですよ。それを市長、私は何度も言ったけど、執行部だけで議会をしているんじゃないんですよ。二元代表で私たちは議会で議決権を持っているから、そういうのが分かっていないような感じがします。

よって、この案件については、私は内容とか、変更が多いのと、設計会社がみやま市の代理人になっていないと思います。中身は変更するし、そういった意味で、分かってある方は賛成なさるかもしれませんが、私はこの内容、あと、電気もちょっと質疑しますが、この内容、建築のほうについては、私は反対をいたします。

以上です。

**○副議長（宮本五市君）**

次に、賛成討論を行ってください。3番村上義徳君。

**○3番（村上義徳君）**

私は、この32号議案につきまして賛成の意見を申し上げます。

この総合市民センター新築工事の建築に伴う必要な契約変更を速やかに行い、現在の完成予定期日を遅れることなく、総合市民センターのオープンを迎えることが非常に重要なことです。多くの市民の方もこの完成を待っておられ、ここで契約変更が速やかに行われなかった場合、工期に支障を来すようなことがあってはならない、速やかに変更を行うべきだと思います。

以上です。

**○副議長（宮本五市君）**

ほかに討論ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（宮本五市君）

起立多数です。よって、議案第32号 工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に進みます。

#### 日程第6 議案第33号

○副議長（宮本五市君）

日程第6. 議案第33号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第33号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市総合市民センター新築工事（電気）につきまして、令和2年6月議会に可決いただきました工事請負契約に変更が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の内容としましては、屋内外監視カメラ機器工事の追加や、構内情報通信網整備配線工事、舞台照明や音響設備の追加をしたことから、工事請負金額を12,650千円増額し、671,000千円とするものでございます。

資料として、契約内容表及び変更工事内訳書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（宮本五市君）

質疑を行います。質疑ありませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

契約内容の分について、変更内容（第2回変更）、音響設備工事等ということであります

けれども、この音響について、これも大概以前から私がよそに視察研修に行ったときに、この音響設備、本当に大変なお金がかかるということと、あと、この設備は大変重要であるというような話もあって、そういった話も、今回は社会教育課でありますけれども、当時は多分企画振興課がしていたときだろうと思いますが、その中で、この重要性をずっと言っていたというふうに思うんですよ。しかし今回、これの変更ということが出されたということでもありますけれども、本当に当初の設計計画で十分検討されていたのか、ちょっとそこをお聞かせください。

○副議長（宮本五市君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

お答えいたします。

まず、音響につきましては、今回、音響設備の増額しておりますのは、トレーニングルームにAV機器を少し増設した分が主な分でございます。いわゆる舞台についての音響については、特に変更等はございません。

○副議長（宮本五市君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

今回、舞台のほうでは音響等がそこには改築とか、そこら辺には一切関係ないということで、本体の分については従前の計画どおりの音響設備がそのまま残っているということで理解しました。

あと、構内情報通信網、これはLANジャックということで、改めてかなり大きなお金が増額されているというふうに思いますけれども、これは全協での説明でいけば、当初、何か予定されていなかったかなんかというような報告があって、今回、改めてこれの配備というふうな報告があったというふうに思いますけれども、今の御時世の中、こういった公共施設で行けば、当初の計画ではなぜ計画されていなかったのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（宮本五市君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

4月4日の全員協議会でも少し御説明をしておったかと思えますけれども、この契約当初は、開館後の管理運営の仕方について、直営でいくのか、指定管理者でいくのか、そういう方向性がまだ定まっておりました。仮に指定管理者でいくというふうになりますと、通常、役所の中だったら各部署同士をLAN回線でつないだりとか、そういうこともございますし、指定管理の場合はまたその必要は逆はないというふうになっております。ある程度どういう管理運営の仕方になるか、それが決まらないと、なかなかそれについて整備が難しいところがありましたものですから、今後、指定管理制度も検討していかなくてはなりませんけど、当面直営で行うということですから、改めてLAN回線等を追加工事したものでございます。

以上です。

**○副議長（宮本五市君）**

もういいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。14番中島一博君。

**○14番（中島一博君）**

ともかく変更前の変更後が何でこんな金額、結局、監視カメラの設備339,430円、これが増減額が395千円、これは当初からカメラはどのようなカメラで予定しているとか、全く予定していなかったのか。それと、下の辺の構内配電線路設備、これも2,030千円ぐらい。最初からこういうカメラは予定はしていなかったのか、その辺だけちょっとお伺いいたします。

**○副議長（宮本五市君）**

山田社会教育課長。

**○社会教育課長（山田利長君）**

ただいまの質問ですけれども、先ほど上津原議員に御回答した分と同様の理由になります。

こちらにつきましても、指定管理制度になりますと、実際受託する事業所なりがどういう管理の仕方をするのか、こういう場所に監視カメラが必要であるとか、そういう打合せが必要になってくるという想定で、当初につきましては、直営でいくのか、指定管理者でいくのかというのがまだ定まっておりましたので、当初設計の段階では監視カメラ、屋内も屋外もですけど、予定には入れておりませんでした。今回、新たに追加したものでございま



す。

以上です。

**○副議長（宮本五市君）**

14番中島一博君。

**○14番（中島一博君）**

そしたら、当初設計段階で全くそういうのは入れていなかったということなんですね。だから結局、予定内で終わっているかもしれませんが、結局これも12,650千円追加という感じになる。金額は発生しないけど、12,650千円は追加になって、結局、建築工事と合わせて39,000千円の追加になるんですよ。おたくたちは2億円残っておるからという想定内ということを行っているんですけど、私は実質的には39,000千円の追加工事と思っているんですよ。何で最初から、全く設計と連携が取れていないような感じがします。その辺をもう一度お願いします。どういう設計をしてあったのか。

**○副議長（宮本五市君）**

山田社会教育課長。

**○社会教育課長（山田利長君）**

少し説明が不足していたかと思えますけれども、確かにこちらの電気工事は、当初設計には入れておりませんでした。ただ、先ほど申し上げましたとおり、開館後の管理運営についてどうするかというのが定まった段階において、当初から言うと別工事での設置は必要というふうには考えておりました。

以上でございます。

**○副議長（宮本五市君）**

14番中島一博君。

**○14番（中島一博君）**

そしたら、当初の建築、電気、機械で約2億円ぐらいの残額になるという感覚でいいでしょうか。その分はもう一応収入ということで打ち切るわけなんでしょう。今、いろんな備品とか、そういうのが契約とかでずっとあってあるじゃないですか。これ以外にですよ、浄化槽、外構、舗装、これで240,000千円ぐらいあるんですよ。それと、設計と設計委託料、これで320,000千円、これで560,000千円なんですよ。分かりますか。それで45億、あと備品がどうなるか、50億ぐらいで収まるかどうか知らないんですけど、この2億円というのは今

度どうされるんですか、残額に残ったのは。

○副議長（宮本五市君）

藤吉教育部長。

○教育部長（藤吉裕治君）

これから備品等の購入、そして、完成を迎えた後、最終的に残った金額については減額補正をお願いすることになろうかというふうに思います。

○副議長（宮本五市君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

これで質疑を終わります。

議案第33号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（宮本五市君）

起立多数です。よって、議案第33号 工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第34号

○副議長（宮本五市君）

日程第7. 議案第34号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長どうぞ。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第34号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度みやま市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ8,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20,891,430千円といたしております。

まず、歳入予算について御説明いたします。予算書は6ページでございます。

15款2項2目の生活困窮者自立支援金支給事務費補助金2,010千円及び事業費補助金6,420千円は、歳出予算と連動し、計上いたしております。国10分の10の補助事業でございます。

引き続き、歳出予算について御説明いたします。予算書7ページでございます。

3款1項1目、生活困窮者自立支援事業費8,430千円は、生活資金の貸付が限度額に達している等の理由により、さらなる貸付を利用できない生活困窮世帯に対し支給している生活困窮者自立支援金について、申請期間が令和4年6月末までに延長されたことなどに伴い、引き続き支給を行うものでございます。

自立支援金の支給に係る申請受付及び相談等の事務委託料2,010千円のほか、生活困窮者自立支援金支給費6,420千円を計上いたしております。

なお、詳細な内容につきましては、資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（宮本五市君）

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第34号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定しました。  
これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。これより議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○副議長（宮本五市君）**

起立多数です。よって、議案第34号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決しました。

お諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任していただきたいと思えます。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年臨時第1回市議会を閉会します。

**午前11時39分 閉会**

上記会議の次第は、椛嶋晋治の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会副議長 宮 本 五 市

みやま市議会議員 荒 卷 隆 伸

みやま市議会議員 壇 康 夫